

上山市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、上山市広告事業に関する基本方針に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種（旅館業等で同法で規定されている業種を主たる業務とはせず、施設の一部に規定される営業を含むものを除く。）
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融に係る業種
- (4) たばこ製造に係る業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続き中の事業者
- (8) 法令等に違反している事業者
- (9) 公租公課を滞納している事業者
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- (13) その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められる事業者

(掲載基準)

第4条 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害となるもの
 - 人権侵害、差別、名誉棄損等のおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - ア 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関するもの
 - イ 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
 - ウ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの
 - エ 国内世論が大きく分かれているもの
- (3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
 - 例：「世界一」「一番安い」（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現を含むもの
 - 例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」
 - ウ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
 - エ 人材募集広告のうち労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの
 - カ 虚偽の内容を表示するもの
 - キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - ク 広告の内容又は責任の所在が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるような表現を含むもの
- (4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
 - イ 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必要性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - ウ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現を含むもの
 - エ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現を含むもの
 - オ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるような表現を含むもの
 - カ ギャンブル等を肯定するもの（公営競技に関するものを除く）

- キ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
 - ア 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ウ 社会的に不適切なもの
- (6) その他次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 申込者が属する組織、関係団体等又はこれらに類する団体等において広告に関する基準を定めている場合で、その基準に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
 - ウ 広告媒体の公益性を損なうおそれがあるもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ その他掲載することが適当でないと認められるもの

(広告の表現に関する留意事項)

第5条 広告の表示については次の点に留意する。

- (1) 割引価格の表示
 - 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
 - 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」
- (2) 参加・体験できるものの表示
 - 費用がかかる場合には、その旨を明示すること。
 - 例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」
- (3) アルコール飲料に関する表示
 - ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示するものとする。
 - 例：「お酒は20歳を過ぎてから」
 - イ 飲酒を誘発するような表現の禁止
 - 例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿
- (4) 責任の所在、内容及び目的の表示
 - 広告を掲載する者の氏名、電話番号及び住所（法人にあっては、法人の名称、電話番号及び主たる事務所の所在地）を明記すること。電話番号については携帯電話及びPHSのみの表示は認められない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

(業種ごとの基準)

第6条 広告媒体を所管する課等は、掲載の都度、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋を行う疑いのあるものは掲載できない。

イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の販売や資金集めを目的としているものは掲載できない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用できない。

例：一か月で確実にマスターできる

(3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載できない。

(4) 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、学校教育法に定める大学ではありません。」

(5) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称の資格講座を設け、それがあたかも国家資格であると誤認させるような表現は使用できない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座を受講するだけで国家資格が取れる誤認させるような表現は使用できない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の受講の募集に見せかけて、商品及び材料の販売や資金集めを目的としているものは掲載できない。

エ 受講費用をすべて公的給付でまかなえるかのように誤認させるような表示は使用できない。

(6) 病院、診療所、助産所

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5第1項各号又は同法第6条の7第1項各号に規定する事項以外は、広告できない。

イ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

ウ 広告する治療方法や効果について、客観的事実であることを証明することができない内容の表示は使用できない。

例：疾病等が完全に治癒される

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

掲載内容は、下記事項に限る。

ア 施術者又は柔道整復師である旨並びに施術者又は柔道整復師の氏名及び住所

イ 業務の種類

ウ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所

エ 施術日又は施術時間

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（健康器具、コンタクトレンズ等）

広告を掲載する者が、その所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容について了解を得ること。

(9) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

広告を掲載する者が、その主たる事務所を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容について了解を得ること。

(10) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（介護老人保健施設を除く。）

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現は使用できない。

(イ) 広告を掲載する者に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他、サービスを利用するに当たって、国、地方公共団体その他公共の機関が、当該サービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるような表現は使用できない。

例：上山市事業受託事業者

イ 介護老人保健施設

掲載内容は下記事項に限る。

(ア) 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所

- (イ) 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名
- (ウ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第98条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める事項
- (エ) その他都道府県知事の許可を受けた事項

ウ 有料老人ホーム

ア (ア) から (ウ) までのほか、次の規定に適合していること。

- (ア) 「山形県有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表2「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項がすべて表示されていること。
- (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- (ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

エ 有料老人ホーム等の紹介業

- (ア) 広告掲載する者に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- (イ) その他、国、地方公共団体その他公共の機関が、当該サービスなどを推奨、保証、指定等をしていると誤認させるような表現は使用できない。

(1 1) 墓地等

- ア 市町村長の許可を受けていること。
- イ 許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること

(1 2) 不動産事業

- ア 不動産事業者の広告を掲載する場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号を明記すること。
- イ 不動産売買や賃貸の広告を掲載する場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。
- ウ 契約を急がせる表現は使用できない。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」

(1 3) 弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内に限る。

(1 4) 旅行業

ア 企画旅行の広告を掲載する場合は、次の事項を明記すること。

- (ア) 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

- (イ) 旅行者の目的地及び日程に関する事項
- (ウ) 旅行者が提供を受けることのできる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
- (エ) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
- (オ) 旅程管理業務を行う者の同行の有無
- (カ) 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- (キ) 企画旅行契約を締結する際に、取引条件の説明を行う旨（取引条件説明事項を表示して広告する場合を除く。）

イ 旅行業務についての広告を掲載する場合は、次の事項について著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるような表示は使用できない。

- (ア) 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
- (イ) 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
- (ウ) 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
- (エ) 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
- (オ) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
- (カ) 旅行中の旅行者の負担に関する事項
- (キ) 旅行者に対する損害の補償に関する事項
- (ク) 旅行業者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

(15) 通信販売業

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条の規定を遵守し、下記事項を明記すること。

- ア 登録番号、所在地、補償の内容に関する事項
- イ 申込みの方法及び期限
- ウ 引渡しの方法及び時期
- エ 支払いの方法及び時期

(16) 古物商・リサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- イ 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できると誤認させるような表現は使用できない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄

(17) 結婚相談所・交際紹介業

ア 結婚相手紹介サービス協会に加盟している又は結婚相手紹介サービス業認証制度による認証を受けているとともに、その旨を明記すること。なお、当該協会への加盟証明又は当該認証制度による認証証明及び広告に係るサービスの具体的内容を確認できる資料を提出すること。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び提供するサービスの案内に限る。

(18) 労働組合等の一定の社会的立場又は主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び当該組織の事業案内に限る。

イ 当該組織が発行する出版物で、他の個人又は団体に関するひぼう、中傷等をするものに係る広告は掲載できない。

(19) 募金等

ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

イ 下記内容を明記すること。

「〇〇募金は、厚生労働大臣（又は山形県知事）の許可を受けた募金活動です。」

(20) 質屋・チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はできない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 山形～東京 15,000 円

イ 公正取引委員会の「比較広告に関する景品表示法上の考え方（比較広告ガイドライン）」に適合していること。

(21) トランクルーム及び貸し収納業者

ア トランクルームについては、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の国土交通大臣の認定を受けたトランクルームに限る。

イ 貸し収納業者は、会社名以外に「トランクルーム」の文字を表示してはならない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」

(22) ダイアルサービス

“ダイアルQ2”その他各種のダイアルサービスの広告を行う場合は、広告に係るサービスの具体的な内容を確認できる資料を提出すること。

(23) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(24) 個人輸入代行業等

ア 広告を掲載する者が行う事業及び掲載する広告に係る事業の実態を確認できる資料を提出すること。

イ 掲載する広告に関する事業が、法令等に基づく許可や承認を必要とする場合は、当該許可証の写し及び事務所の設置等の実態を確認できる資料を提出すること。

(広告媒体ごとの基準)

第7条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成26年12月1日から実施する。